

第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）の概要

資料 1

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマは豊かな自然環境の指標となることから、県内に生息するツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持及びツキノワグマによる人身被害の防止並びに農林水産業等における被害の軽減を図り、人とツキノワグマの共存する社会の構築を目指す。

2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息する野生のツキノワグマ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域とする。また、重点区域、警戒区域、観察区域に分けて、各種対策を実施する。

重点区域： 農業被害が発生している市町村

警戒区域： 出没は見られるが、農業被害が発生していない市町村

観察区域： 出没も見られず、農業被害も発生していない市町村

5 管理の現状

県内の推定生息数

県が令和2年度に実施したカメラトラップ法による県内全域の推定生息数は、3,147（1,618～6,327）頭と推定された。

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

ツキノワグマの安定的維持及びツキノワグマによる人身被害の防止並びに農林水産業等における被害の軽減を図ることを管理の目標とし、農林水産業等における被害は、令和7年度末時点で、第三期計画期間の4年間（平成29年度から令和2年度）の平均被害額から3割減を目標とする（農業被害目標額：420万円、林業被害目標額：170万円）。人身被害については、人身被害を発生させないことを目標とする。

7 管理の実施

（1）個体数の管理

捕獲上限の設定

令和4年度から令和8年度までの5年間を区切りとして行う。毎年度の捕獲上限頭数は、人身被害がほぼ毎年度発生している状況を踏まえ、令和2年度時点の推定生息数の中央値の15%である470頭を目途とする。

（2）被害防除

人身被害防除に当たっては、特に人里での被害対策として個体の選択的排除に努め、農林水産業等被害防除については、電気柵導入の促進等を図る。

8 計画の実施体制及び普及啓発

地域住民の理解や協力を得ながら、国、県、市町村等の各機関、NPO等との連携のもとに、個体数管理、被害防除対策、生息環境の整備等各種施策の実施に取り組むこととする。また、地域住民の理解及び協力を得るために、各機関及びNPO等は、連携して、ツキノワグマの生態に関する情報、被害予防についての方策などの普及啓発を推進することとする。